

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年二月二十八日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三〇―九八

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（防疫等作業手当）</p> <p>第十二条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p>	<p>（防疫等作業手当）</p> <p>第十二条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p>

一・二 (略)

三 内閣府沖繩総合事務局又は農林水産省に所属する職員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ）その他の他人事院の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

四・五 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 農林水産省に所属する職員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ）その他の他人事院の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

四・五 (略)

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和二年一月十日から適用する。